

令和2年2月28日

規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ 御中

資料1 - 6

# ウェブキャスティングに係る レコード原盤権処理に関する意見

一般社団法人日本レコード協会  
常務理事 高杉 健二

# 日本レコード協会の意見

現行法制度の下でも当協会が窓口となってレコードの送信可能化を許諾できる体制は整っており、許諾権の切下げは不要である。

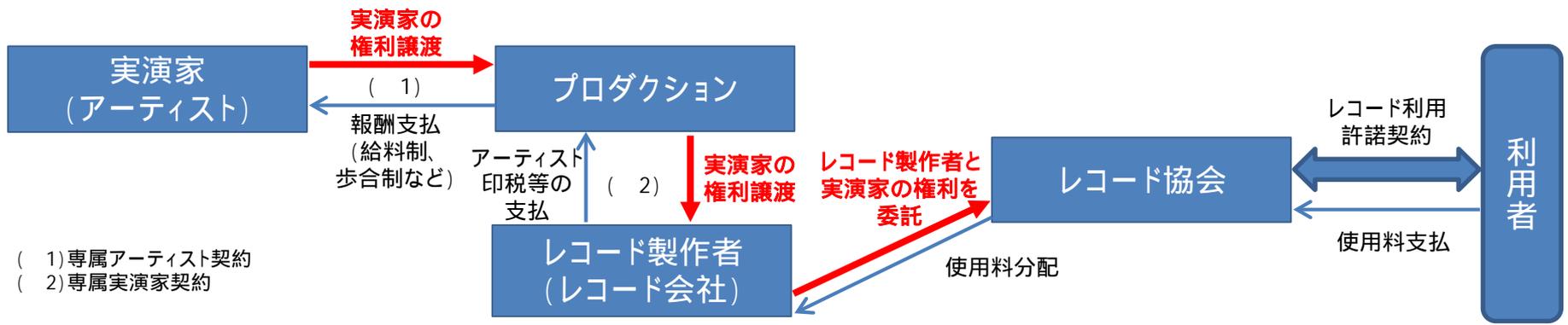
なお、当協会は、ウェブキャスト（非放送番組をネット上で一斉送信するサービス）におけるレコード利用について、2018年3月、送信可能化権の集中管理事業を行うことを決定し、早期の開始に向けて、2018年5月から実演家団体と協議を行ってきた。

しかし、2019年7月、実演家団体より、「7月5日に開催された『第54回文化審議会著作権分科会』において、ウェブキャストを含めた同時配信等の権利処理円滑化について、『著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会』の下で、著作隣接権に関する制度のあり方を含み検討されることが決定されました。」「同小委員会での検討の状況を見極め」る旨の書面が寄せられ、協議が事実上打ち切られている。（ウェブキャストの集中管理事業化決定に関する当協会プレスリリース <https://www.riaj.or.jp/news/id=257>）

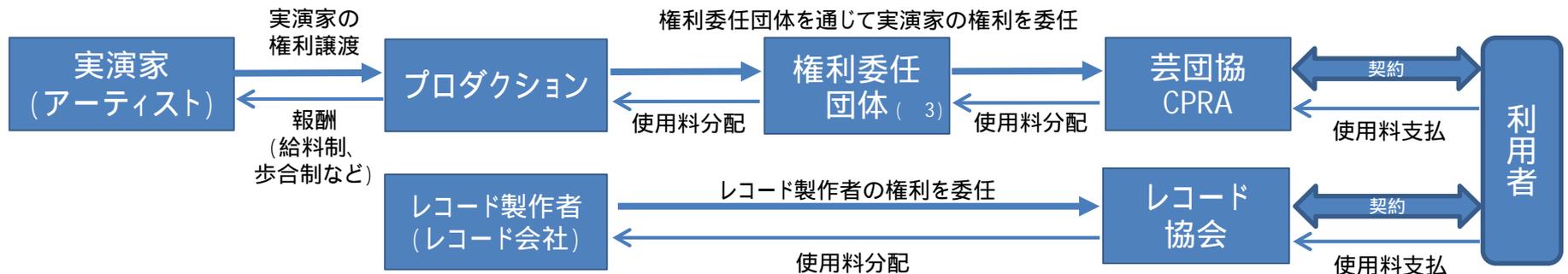
# レコード原盤権に関する契約実態

レコードに固定された実演(レコード実演)の著作隣接権は、多くの場合、契約によりレコード製作者に譲渡され、レコード製作者自らの権利とともに一元的に管理されている。【図1】利用者が実演家団体とレコード製作者団体の二者と契約し支払いを要するスキーム【図2】は利用者の負担を増やし、権利処理の簡素化に繋がらない。

【図1】レコード原盤権の契約実態に基づく許諾スキーム



【図2】一部のレコード利用(放送・貸与)に関する法定の権利管理スキーム (4)



(3) 日本音楽事業者協会、日本音楽制作者連盟ほか

(4) 「1970(昭和45)年10月に文化庁の斡旋によって放送各局と権利者団体が開いた「レコード二次使用問題懇話会」において、レコード製作者は専属実演家契約による報酬請求権を主張しないという合意が成立した。これが契機となって、以後の貸レコード使用料や私的録音録画補償金などについても実演家の報酬請求権はレコード製作者に移転せず、芸団協が徴収・分配などの管理をおこなうこととなった。」(CPRA20年史編集プロジェクト編著『CPRA20年 実演家著作隣接権センターの歩み』(2016年)42-43頁)

# 検討の射程の確認

ウェブキャストに係る権利処理の円滑化は、貴ワーキング・グループの検討議題である「放送を巡る規制改革」ないし前回会合にてGALAC副編集長 氏家様が課題とされた「テレビ番組のネット配信強化」とは射程が異なる。

	一斉配信 (レコード利用に関する 権利付与とその在り方は 国際条約上、各国判断)	オンデマンド配信 (レコード利用に関して 許諾権付与が国際条約上、 各国に義務付け)
テレビ番組	<b>「放送を巡る規制改革」ないし「テレビ番組のネット配信強化」の射程範囲</b> 当協会により 集中管理実施済み	当協会により 集中管理実施済み
非放送番組	ウェブキャスト (当協会において 集中管理準備中)	Netflix・Amazonなどの 動画配信

芸団協CPRAが報酬請求権化を主張する範囲